

令和4年7月10日

県内第4種登録チーム 代表者 様

公益財団法人埼玉県サッカー協会

会 長 鈴木 茂

フェアプレー・規律委員長 池田 一 義

第4種委員長 大山 武士

(公 印 略)

各チーム活動における指導、運営方法等の再確認等について（通知）

猛暑の候、平素より皆様方には、本県サッカー振興、発展に格別のご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、日本サッカー協会（以下、「JFA」とする。）では、暴力行為の早期発見と是正、及び再発防止のため、2013年に暴力等根絶相談窓口を設置し、数多くの事案に対応してきました。

その事案の中にも、残念ながら県内の4種チームの活動を対象とした内容も多く、埼玉県サッカー協会（以下、「県サッカー協会」とする。）フェアプレー規律委員会や第4種委員会もその調査等に対応してきたところであります。

また、本年に入りJFAや県サッカー協会並びに関係団体へ「暴言やハラスメント等」ととられてしまう可能性のある相談等を頂いているところです。

既にご存じかとは思いますが、JFAでは「リスペクトの推進～大切に思うこと～」、県サッカー協会では、「世界に先駆けて「スポーツモラル」の向上を目指す。」などの基本指針を掲げております。当協会並びに当委員会としても、①ルールやマナー、エチケットを遵守する『フェアプレーの精神』の醸成と、②仲間（選手、審判、指導者、保護者、サポーターなど）を尊重する『スポーツマンシップ』の向上を図り、サッカー環境をより良いものとし、未来ある子供たちが、サッカーを存分に楽しみながら、笑顔溢れる活動を通して成長していくことを願っております。

そのため、日頃より県内で活動しておりますチーム代表者様へ、改めてチーム活動におけるスタッフや関係者の対応について、上記基本指針を念頭に、確認や指導、運営等における考え方の共有をしていただきたく、本通知をさせていただくことといたしました。

最後に、当委員会の活動並びに本通知へのご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。